

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、国民年金保険料の納付が遅くなった頃かもしれないが、納付期間が不足して国民年金を受給できなくなることが心配だったので、夫の期末手当等で国民年金保険料を A 市役所 B 支所で納付したと記憶している。また、申立期間②については、定期的に国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて 24 か月と比較的短期間である上、申立人は、婚姻後の昭和 53 年 6 月 7 日に国民年金に任意加入し、同年 6 月から 60 歳に達する月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、しかも、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②の前年度（昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間）の国民年金保険料は、当該期間中の昭和 61 年 1 月 4 日に過年度納付されていることを踏まえると、申立人が当該期間の保険料のみを未納のままとしていたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和41年8月にB社に吸収合併）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月1日に、同社D出張所における資格喪失日に係る記録を38年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月10日から同年2月1日まで  
② 昭和38年10月18日から同年11月1日まで  
申立期間①及び②の期間については、A社に継続して勤務していたが、転勤になった際の厚生年金保険の記録が抜けていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事台帳、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C出張所から同社E出張所に異動、同社D出張所から同社F出張所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「申立期間①については、昭和35年1月10日にE出張所に異動した。申立期間②については、会社からすぐに現場に行くように指示があり、38年10月18日に所長として最初にF出張所に異動した。」と具体的に記憶しているほか、申立期間②について、申立人と同様に昭和38年11月1日にA社F出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚2人が「自分が異動してきた

時には、申立人は所長として既に在籍していた。」としている。しかし、同社E出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは35年2月1日、同社F出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは38年11月1日であり、両事業所が適用事業所となるまでは、異動前の事業所において被保険者資格を有すべきものと考えられることから、申立期間①については、同社C出張所における厚生年金保険の資格喪失日を35年2月1日に、申立期間②については同社D出張所における同資格喪失日を38年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和34年12月のオンライン記録から、1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社D出張所における38年9月のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

私は、C社（現在は、D社）に昭和35年10月1日に入社し、平成2年8月31日に退社するまで同社の営業所及び関連会社で働いていた。A社からC社に異動した時の厚生年金保険の加入期間が抜けているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D社が保管している人事記録関係資料、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、C社のグループ会社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月31日から同年9月4日まで  
② 平成8年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和45年11月24日にA社C工場に入社し、A社本社への出向はあったが、平成8年4月30日まで同社で継続して勤務し、同年5月1日からは関連会社であったD社に10年5月21日まで勤務していた。

しかし、年金記録では、A社本社からA社C工場への異動時期である昭和47年8月とD社への異動時期である平成8年4月が厚生年金保険の加入期間から漏れているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社C工場の後継組織であるE社F工場の在職証明及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年9月4日にA社本社からA社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、E社F工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人に係るA社C工場における資格喪失日は、平成8年4月30日となっている上、申立人に係るA社C工場における雇用保険の離職日は、同年4月29日となっており、オンライン記録と合致しているところ、事業主は、同年5月1日の資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出たとしている。

しかし、E社F工場及び申立人が保管している給与支給明細書において、平成8年4月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社は、「申立人に係る平成8年4月の厚生年金保険料を給与から控除しておらず、社会保険事務所にも納付していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年7月31日まで

私は、昭和50年3月にA社B支店に入社し、52年8月に同社が倒産するまで継続して勤務した。

年金記録において、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和52年4月30日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の倒産時まで勤務したとする複数の元同僚は、「事業所から厚生年金保険の資格喪失に係る説明は無く、実際の退職日は資格喪失日よりも後である。」としているが、「最後（昭和52年8月支給）の給与は、債権者側から本給のみ支給され、社会保険料は控除されていなかったが、昭和52年7月支給の給与までは厚生年金保険料も控除されていた。」と証言している。

さらに、事業主は既に死亡しており、厚生年金保険の取扱い等について証言を得ることができないが、元支店長は、厚生年金保険料は翌月控除方式であったと証言している。

加えて、申立人と同じ業務に従事し、一緒に当該事業所を退職したとす

る元同僚の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 52 年 7 月 31 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 52 年 3 月のオンライン記録から 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年3月から同年5月までの期間及び同年9月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成11年3月から同年5月までの期間及び同年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間②から⑩までの標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は43万5,000円、同年12月15日は52万2,000円、16年6月15日は56万4,000円、同年12月15日は55万9,000円、17年6月15日は57万9,000円、同年12月15日は68万9,000円、18年6月15日は50万円、同年12月15日は45万4,000円、19年6月15日は43万6,000円及び同年12月17日は53万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から11年10月1日まで  
② 平成15年6月16日  
③ 平成15年12月15日  
④ 平成16年6月15日  
⑤ 平成16年12月15日  
⑥ 平成17年6月15日  
⑦ 平成17年12月15日  
⑧ 平成18年6月15日

⑨ 平成 18 年 12 月 15 日

⑩ 平成 19 年 6 月 15 日

⑪ 平成 19 年 12 月 17 日

申立期間①について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料の納付額の記録が、毎月の給与から控除されていた厚生年金保険料額より低い額となっているので、申立期間①における納付保険料の記録を実際に控除されている厚生年金保険料額に見合った記録に訂正してほしい。

また、申立期間②から⑪までについて、ねんきん定期便には、A社に勤務していた当時支給されていた夏、冬の標準賞与額及び厚生年金保険料額が記録されていないが、私が保管している賞与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間②から⑪までにおける夏、冬の賞与記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち平成 11 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月に係る標準報酬月額については、申立人が給与明細書を基に記帳した報酬月額及び厚生年金保険料控除額等に係る資料（電子データ）並びに 10 年、11 年の給与所得の源泉徴収票から、同年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月の標準報酬月額については 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、元取締役及び破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑪までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人から提出された賞与支給明細書等により、申立人は、平成 15 年 6 月 16 日は 43 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 52 万 2,000 円、16 年 6 月 15 日は 56 万 4,000 円、同年 12 月 15 日は 55 万 9,000 円、17 年 6 月 15 日は 57 万 9,000 円、同年 12 月 15 日は 68 万 9,000 円、18 年 6 月 15 日は 50 万円、同年 12 月 15 日は 45 万 4,000 円、19 年 6 月 15 日は 43 万 6,000 円及び同年 12 月 17 日は 53 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているところ、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間②から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①に係る標準報酬月額のうち、平成 10 年 11 月から 11 年 2 月までの期間及び 11 年 6 月から同年 8 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人が給与明細書を基にパソコン記帳した報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月29日から同年12月1日まで

私は、昭和61年4月10日から平成元年7月31日までA社に勤務したが、昭和61年6月1日から同年11月29日までの期間は同社所有の船舶に乗り、下船後は同社で船の管理業務に従事していた。

しかし、下船後の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の同僚の証言等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和61年11月29日にA社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該事業所が保存している申立人の申立期間に係る「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」における再加入日が昭和61年12月1日となっているところ、当該事業主は、社会保険事務所と厚生年金基金に対する届出用紙は

複写式であったとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 2 月まで

昭和 57 年 1 月に A 社に転職した際、同社が社会保険に加入していなかったことから B 市役所で国民健康保険のほか国民年金にも加入し、58 年 2 月に同社を辞めるまで国民年金保険料を納付してきたと記憶しているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B 市において国民年金の加入手続をしたとしているところ、同市に照会しても、申立人が同市において国民年金被保険者資格を取得していたことが確認できなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び C 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は、昭和 58 年 3 月 17 日を国民年金被保険者の資格取得日として同年 4 月 30 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年 3 月の国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時勤務していたとする A 社（昭和 49 年 9 月設立、平成 22 年 3 月解散）の解散当時の代表取締役は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったが、社員について国民年金の加入の有無までは確認しておらず、申立人が、申立期間当時、B 市において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたかについては不明であるとしている。

加えて、申立人は、国民年金保険料を納付したと述べる以外、納付金額等についての記憶が定かでない上、納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年9月まで  
A社を辞めた後、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続をして、保険料を納付してきたはずなので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、社会保険事務所で国民年金の加入手続をしたとしているところ、オンライン記録及び全国健康保険協会B支部の回答により、申立人は、平成9年1月1日にA社における健康保険の任意継続に係る被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、申立人の住所地を管轄する社会保険事務所に出向き、当該手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が住所を置くC市の国民年金被保険者名簿（電子データ）により、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認でき、納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料の納付方法について、申立人は、ほとんど自宅近くのコンビニエンスストアを通じて納付したとしているところ、申立期間当時、コンビニエンスストアによる納付は実施されていない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を納付したと述べる以外、納付金額等についての記憶が定かでない上、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から同年 11 月までの期間、55 年 10 月から 57 年 11 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から同年 11 月まで  
② 昭和 55 年 10 月から 57 年 11 月まで  
③ 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、銀行の窓口で納付した記憶がある。保険料を納付したことを証明できるものは無いが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人の国民年金への加入は任意となるが、任意加入の場合は、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することができないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 2 月 6 日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に係る A 県 B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、同年 1 月 14 日に作成され、54 年 12 月 13 日に任意加入していることが確認できる。

申立期間②については、A 県 C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間②の直前の期間である昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る国民年金保険料については、同年 9 月 18 日に納付したことが確認できるが、それ以降の保険料が納付されたことを示す記録は確認できない上、申立人に係る改製原戸籍の附票によると、申立人は、56 年 1 月 6 日から 61 年 2 月 14 日まで D 県に在住しているが、「D 県に行っ

らは保険料を納めた記憶は無い。」としている。

申立期間③については、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によると、申立人は、昭和54年12月13日に任意加入被保険者資格を取得し、57年12月22日に同資格を喪失してから61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの間に、国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらないことから、申立期間③は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年2月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答を得た。

平成7年12月、社会保険事務所に出向き、厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、後日、社会保険事務所から郵送された納付書で国民年金保険料を納付した記憶があるので、回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人は、社会保険事務所から国民年金の加入案内を受けて、社会保険事務所で行ったと主張しているが、申立期間当時、A県内においては、社会保険事務所では国民年金の加入勧奨を行っておらず、国民年金の加入手続は、通常市町村で受け付けていたことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、全国健康保険協会B支部の記録によると、申立人は、平成7年12月1日に健康保険の被保険者資格を喪失した時に、健康保険の任意継続手続を行っていることが確認できることから、当該手続は住所地を管轄する社会保険事務所で行っていたことから、当該手続をもって、国民年金の加入手続を行ったと認識している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 11 月まで

私は会社を退職後、自分で国民年金の加入手続を行い、妻が国民年金保険料を納付していた。また、昭和 59 年度分の保険料からは夫婦共に口座振替により納付していた。

申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとされているので、私の保険料も納付済みであることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間以前に居住していたA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和 57 年 3 月 31 日に取得した国民年金被保険者資格を同年 8 月 1 日に喪失したものとされているとともに、申立人が 58 年 7 月に転居したB市の国民年金被保険者記録票（電子データ）によれば、申立人は、57 年 8 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失してから平成元年 1 月 31 日に同資格を再取得するまでの間、国民年金に加入した記録は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 59 年度分の保険料からは夫婦共に口座振替により納付していた。」と主張するが、申立人が所持する昭和 59 年 1 月 23 日付けのB市口座振替申込書（口座名義人控）の国民年金保険料の「納税者等氏名欄」には、妻の氏名は記載されているものの、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、申立人の妻は、申立期間について、自身の領収証書は所持しているが、申立人の領収証書は所持していないと述べている。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月  
② 平成6年1月

A県B市に住んでいた平成7年か8年の夏頃に申立期間に係る国民年金保険料の未納通知が届いたので、妻が市役所に行き、夫婦二人分の保険料を納付した。

妻の分の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、自分だけが未納となっていることに納付できないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、国民年金手帳記号番号及び「初めて被保険者となった日」が空欄となっており、平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立期間の申立人の妻の国民年金保険料は、過年度納付されており、妻の年金手帳をみると、各申立期間の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が、平成7年3月から12年3月まで居住していたB市において行われていることが確認できるが、申立人については、申立期間は未加入期間とされていることから、申立人に対して過年度納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から平成元年 3 月までの期間及び 2 年 4 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から平成元年 3 月まで  
② 平成 2 年 4 月から 4 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険料と併せて定期的に A 市内の金融機関や区役所で納付していた。

数か月分の国民年金保険料をまとめて納付することもあったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、定期的に金融機関や区役所で納付していたと主張しているが、申立期間は合わせて 140 か月と長期間に及んでおり、金融機関等において保険料を納付していたにもかかわらず、これほど長期間にわたり納付記録が欠落するとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 10 月 31 日に A 市で払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人に係る国民年金保険料の納付が確認できるのは、平成元年度及び 4 年度から 6 年度までの期間（厚生年金保険被保険者期間を除く。）の全額申請免除期間の保険料を追納した 8 年度以降からであり、同年度より前に保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、平成 3 年 11 月に結婚し、夫の扶養に入る手続きに必要となる年金手帳を所持していなかったため母親に相談したところ、学生だったため国民年金に加入していなかったとのことであった。

そこで、平成 3 年 12 月に A 市 B 区役所の窓口で、20 歳まで遡り、国民年金の加入手続きを行い、未納になっていた昭和 63 年 4 月から平成 3 年 11 月までの保険料として約 30 万円を一括して納付し年金手帳を受け取ったが、領収書は発行されなかった。

結婚時にまとめて納付したことは間違いなく、年金手帳には書き換えられた形跡もあることから、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市の電算記録によると、申立人の 20 歳到達日を最初の国民年金の被保険者資格取得日とし、大学に入学した平成元年 4 月 1 日を一旦資格喪失日とした後、学生が強制加入被保険者となった 3 年 4 月 1 日を再度、資格取得日とする処理が、同年 12 月に行われたことが確認できることから、申立人が加入手続きをしたのは同年 12 月頃と推認できる。

しかしながら、学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成 3 年 4 月からであり、申立期間のうち元年 4 月から 3 年 3 月までは任意加入しなければ被保険者とはならず、任意加入は申出日に加入することになることから、制度上、加入手続き前の当該未加入期間の保険料については納付することができない。

また、申立人は、昭和 63 年 4 月に遡り同年 4 月から平成 3 年 11 月まで

の保険料を一括してB区役所の窓口で納付したとしているが、申立期間のうち、上記の未加入期間を除く昭和63年4月から平成元年3月までの保険料についても、加入手続時点において、時効により納付することができない保険料であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A市によると、区役所の窓口で納付が可能であったのは現年度保険料だけであるとしていることから、申立期間の保険料は、B区役所の窓口で納付することはできない。

このほか、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで  
国民年金制度が発足してから 1 年ほど遅れて夫が国民年金の加入手続をしてくれた。

国民年金保険料は、A 町役場（当時）の職員が家の近くの寺院へ出張し、集金してくれていたもので、私が、夫婦二人分の保険料を国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月まで遡って納付した。

申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 36 年 8 月 8 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上この日の前日以前に遡って国民年金被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、納付書の発行や納付勧奨は無く、保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同記号番号は、昭和 36 年 8 月 9 日に払い出されていることが確認できる上、当該払出簿、上記の被保険者台帳及び被保険者名簿の記号番号は一致しており、他の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

さらに、申立人は、「制度が発足した昭和 36 年 4 月まで遡って納付した。」と主張するが、上記の被保険者台帳、被保険者名簿及びオンライン記録は一致しており、申立期間の国民年金保険料が納付された事実は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年11月まで  
国民年金制度が発足してから1年ほど遅れて妻が国民年金の加入手続きをしてくれた。

国民年金保険料は、A町役場(当時)の職員が家の近くの寺院へ出張し、集金してくれていたため、妻が、夫婦二人分の保険料を国民年金制度が発足した昭和36年4月まで遡って納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿によれば、備考欄に申立期間は「還付請求期間」としてほかの5件とともに「¥4,500 63.10.5 カンプ<sup>㊦</sup>」と記載され、この記載は還付の対象となった期間に対応した還付金額となっており、この記録に不自然さはみられない。

また、オンライン記録によれば、昭和63年9月8日に4,500円の還付決議が行われ、同年10月5日に送金通知書を作成し郵便局に送金支払したとされている上、同年5月30日に申立期間中の船員保険の加入記録が統合されたため、申立期間の国民年金保険料に関して還付事由が生じたことと推認できるなど、還付に係る事務処理が適正になされたことを疑わせる事情や還付記録の内容を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の還付金を受け取っていないと主張しているが、それをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が還付後に申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月から A 社 B 工場に勤務し、同社が同年 10 月に C 社 B 工場と社名変更した後も 56 年 8 月まで継続して勤務していた。

厚生年金保険の加入期間について日本年金機構に照会したところ、昭和 52 年 6 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間の記録が無かった。

両社で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A 社 B 工場は、昭和 52 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含む 43 名が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社 B 工場で昭和 52 年 6 月 21 日に被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に C 社 B 工場で同資格を取得している者は申立人を除き 32 名確認でき、そのうち 10 名に照会したところ 6 名から回答があり、うち 1 名が「A 社 B 工場は昭和 52 年 6 月に倒産し、同年 10 月に名称を変えて事業を再開した。」と証言していることに加え、ほかの 1 名が、「この期間は、会社休業のため国民年金に加入していた。」と証言しており、当該同僚は当該期間の国民年金保険料は未納となっているが、当該同僚を除く上記照会した者 9 名全員が国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、A 社 B 工場及び C 社 B 工場の本社は D 県にあったとしているが、A 社は昭和 45 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、D 県内で確認できた C 社は 52 年 9 月 7 日に厚生年

金保険の適用事業所となっているところ、当該事業所における被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月から21年9月まで

私は、昭和20年7月から21年9月まで、A社に勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できたが、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料控除について事業主に照会したところ、「昭和25年4月の火災のため、社会保険関係の書類を含む一般書類がほとんど焼失し、当時の名簿等は一切残っていない。」と回答しており、申立人の勤務期間等を確認できる関連資料や証言は得られなかった。

また、申立期間に当事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚2名に照会したところ、2名とも申立人を覚えていないとしている。

さらに、申立期間に係るA社及びA社の名称変更後のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月から 21 年 5 月まで  
② 昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 25 年 1 月 20 日から同年 2 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 18 年 3 月 10 日に A 事業所に勤務することとなり、海外に赴任した。厚生年金保険が 19 年 6 月 1 日から施行されたのであれば、その前から勤務していたので当然自動的に適用されたと信じる。21 年 5 月に帰国すると同時に解雇された。

申立期間②について、B 事業所に勤務していた。

申立期間③について、C 事業所には、昭和 25 年 1 月 31 日まで勤務していた。

各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険の保険料徴収が開始されたのは昭和 19 年 10 月からであり、当該期間のうち同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、制度上厚生年金保険の被保険者となることはできない期間であるとともに、労働者年金保険法は、17 年 6 月から施行されているものの、申立人のような事務職は、同法上、加入対象者とはされていない。

また、当該期間に申立人が勤務したとする A 事業所については、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、徴用先が民間の軍需工場であれば、厚生年金保険への加入となるが、徴用先が軍の場合は共済組合に加入することとなるため、当該期間に申立人が厚生年金保険に加入することはできなかつたものと考えられる。

申立期間②について、当該期間に申立人が勤務したとする B 事業所につ

いては、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、関係資料によると、B事業所を含む関連施設の従業員への厚生年金保険の適用は、昭和24年4月1日からであり、当該期間当時の当該施設の従業員は、厚生年金保険に加入することとはされていなかったことが確認できる。

申立期間③について、当該期間に申立人が勤務したとするC事業所は、当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所であり、申立人の当該期間当時の記憶も鮮明である。

しかしながら、C事業所の業務を引き継いだ事業所は無く、人事記録等も入手できないため、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、申立人が唯一名前を記憶している上司については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、氏名は見当たらないほか、当該期間の元同僚と思われる者も既に死亡しているため、当時の状況について証言を得ることができなかった。

さらに、上記被保険者名簿とオンライン記録において、申立人の被保険者資格の喪失日は一致しており、不自然な訂正等の形跡も認められない。

このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで

私は、A社に勤務した。平成 17 年 12 月から職務手当が支給されたことによる給与の増額に伴い、18 年 3 月から標準報酬月額が変更になるにもかかわらず、会社が当該手続を行わなかったため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が保管する給与明細書及びA社が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間の給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）の記録上の標準報酬月額は、全期間一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 7 月 1 日から 58 年 9 月 26 日まで A 社で勤務していたが、54 年 7 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の社員旅行の写真及び同僚に対する照会結果から、申立人は、勤務開始時期は特定できないものの、申立期間当時、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に照会しても、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人に係る雇用形態や保険料控除の有無について確認することはできない上、申立期間以前から同社に勤務している現在の代表取締役及びその妻である取締役は、申立人が同社に勤務していたことについては承知しているものの、採用の時期や雇用条件等については不明としている。

また、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和 56 年 4 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は同年 3 月 26 日であることが確認でき、申立期間のほとんどは雇用保険の加入期間となっておらず、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 2 人の雇用保険の被保険者資格取得年月日も、申立人と同日又は近接する日であることが確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 13 人に照会したところ、回答のあった 8 人中 7 人は申立人を知っているとしているものの、申立人の具体的な勤務期間及び保険料控除についての証言は得られなかった。

加えて、複数の同僚は、A社に採用後 3 か月から 4 か月程度の試用期間を経て厚生年金保険に加入しているが、厚生年金保険に加入するまでは給与から厚生年金保険料を控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月中旬から同年 9 月上旬まで  
昭和 31 年 1 月中旬から同年 9 月上旬まで、A 事業所（現在は、B 事業所）の船舶 C に甲板員として乗船したが、その期間において同社が船舶所有者として見当たらないとの回答を年金事務所からもらった。  
船員手帳は保管していないが、甲板員として乗船した期間が船員保険の加入期間となっていないことに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所が加入する D 共済組合の組合員期間のうち、厚生年金保険の被保険者であったとみなされる期間は、厚生年金保険法附則（平成 8 年 6 月 14 日法律第 82 号）第 3 条第 8 号及び第 5 条の規定により、昭和 31 年 7 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までであることから、申立期間のうち、昭和 31 年 1 月から同年 6 月までは厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされない。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 7 月から同年 9 月までについて、申立人は、船員手帳を所持していないが、申立人が船舶 C に関して詳細に記憶していること、及び A 事業所が加入する D 共済組合の存続組合である E 企業年金基金は、申立期間当時、A 事業所が船舶 C を所有していたと回答していることから、申立人が船舶 C に甲板員として乗船していたことは推認できる。

しかし、E 企業年金基金は、申立期間当時は船員であっても共済組合員として共済組合に加入していた時期であるが、申立人の勤務実態及び組合員としての加入記録が確認できないとしている。

また、申立期間当時、E 企業年金基金において船舶 C に乗船していたこ

とが確認できる甲板員の一人は、申立人が記憶する同僚と同姓であるが、申立人を記憶していないため、申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、E企業年金基金は、申立期間当時、船舶Cは船員保険適用船舶ではないことから、申立人の給与から船員保険料は控除していないとしている。

このほか、申立人の乗船期間を確認できる船員手帳等は無い上、申立期間において共済組合員として勤務していた事実及び船員保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、共済組合員として勤務していたこと、及び船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月末日から 49 年 2 月末日まで  
昭和 48 年 9 月 20 日ごろ A 社に採用され、本社での研修後、同年 9 月末日から 49 年 2 月末日まで、店舗 B で販売業務に携わっていた。  
当時、同時に採用されたのは 3 人で、C 県にあった A 社の社員寮から本社まで電車で通勤し、10 日間ほどの研修を受けた後、3 人とも各店舗にそれぞれ 1 人ずつ配属され勤務した。配属後正社員として社会保険に加入していたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、A 社の所在地は、申立人が記憶する所在地と一致している上、同僚の証言から社員寮の所在地等について確認できることから、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 61 年に解散しており、申立期間当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立期間当時の関連資料は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等についての確認ができない。

また、申立人は、同時に採用された同僚 2 人の名前を記憶していないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 11 人に照会しても、回答のあった 7 人全員が「申立人を知らない。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について具体的な証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで  
私は、申立期間に店舗 A でパートとして勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定には至らないが、申立人は、B社が経営する店舗 A に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が自分の勤務する前から当該事業所に勤務していたと記憶しているパートで申立人と同じ業務を担当していた同僚は、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和 58 年 4 月 11 日であり、当該同僚は、「自分の勤務期間は、はっきりしないが、勤めてからすぐには厚生年金保険に加入しなかったと思う。」旨証言している。

また、申立人は、夫の転勤で C 県に行き、当該事業所に勤務することになったとしているところ、申立期間当時、当該事業所において勤務していた同僚は、「名前は定かではないが、D 県から夫の都合で C 県に転居した子供のいる女性従業員がいた。その従業員は、C 県には夫の仕事の関係で来ており、長期間住むことはなく、長く働くことができないので、年金はもらえなくとも良いと言っていたことを覚えている。この従業員からは社会保険料は控除していない。」旨回答しており、申立人からの聴取結果及び収集した関連資料を踏まえると、上記回答中の従業員と当時の申立人の状況は符合する。

さらに、B社によると、申立期間当時の資料は保存されておらず、保険料控除等については不明と回答しており、申立人に係る申立期間当時の勤

務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

加えて、当該事業所の事業所別被保険者名簿（マイクロフィルム）によると、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、申立人に係る申立期間当時の雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月10日から20年11月15日まで

私は、学校を卒業後すぐ、軍に徴用された昭和19年2月10日から20年11月15日までの期間において、A部隊に所属し、「船舶B」及び「船舶C」に乗船したが、その間の船員保険被保険者記録が確認できないとの回答を年金事務所からもらった。

2隻とも徴用船で、いずれも40トンから50トン程度の船舶であった。船員手帳等はないが、申立期間について、船員保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について具体的かつ詳細に記憶していることから、申立人が申立期間においてA部隊に所属していたことは推認できる。

また、海事関係の資料を保管するD施設は、昭和19年9月において、徴用船以外のすべての15トン以上の船舶はE団体の管理下に置かれていたとしている。

しかし、D施設には、E団体に関する資料は現存していないため、申立人の乗船期間及び船員保険料控除等を確認することができない。

また、申立人が記憶する上司及び同僚は、オンライン記録で特定することができず、当時の証言を得ることができない。

さらに、申立人は、徴用された時点では船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者ではなかったとしていることから、被保険者が軍に徴集及び召集された期間について、その保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入するとした当時の船員保険法第60条の2

及び厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定に該当しない。

このほか、申立人の乗船期間を確認できる船員手帳等はない上、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 6 月まで  
② 昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月まで

私は、A社に入社し、昭和 29 年 4 月から 39 年 6 月頃まで勤務したが、当該事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が見付からなかった。

当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 6 月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、B 県の C 地区にあった「D」、「E」又は「F」という名称の事業所に昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月まで勤務したが、当該事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録も無かったので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社で厚生年金保険の加入記録が確認できる 26 名に照会したところ 13 名から回答があり、そのうち 7 名は申立人を覚えているとしていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人を覚えているとの回答があった上記 7 名のいずれも申立人が当該事業所を退職した時期を覚えておらず、申立人が当該事業所に勤務していた期間を特定することができない。

また、申立人は、同僚として 2 名の氏名を挙げているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に当該同僚の氏名は見当たらない。

さらに、上記被保険者原票によれば、申立期間①に 82 名の者が厚生年

金保険の被保険者資格を取得しているが、上記被保険者原票に申立人の氏名は無く、欠番もみられない。

加えて、A社は平成14年に解散し、申立期間①当時の事業主及び当該事業所の解散時の事業主も死亡している上、当該期間当時の事業主であった者の孫によれば、当該期間当時の資料も保管していないとしており、申立人の勤務状況等を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B県のC地区にあった「D」、「E」又は「F」という名称の事業所に昭和39年10月から41年3月まで勤務したとしているところ、商業登記簿によれば、申立期間②当時、B県のC地区に「F」という有限会社があったことが確認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、当該事業所では厚生年金保険の適用事業所となったことが無いとしており、オンライン記録によれば、事業主及び取締役の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、当該事業所は、申立期間②当時の資料は無いとしており、申立人の勤務状況等を確認することができない。

さらに、当該事業所の名称の一部を含む事業所名についてオンライン記録を調査したが、B県内で「D」、「E」又は「F」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

加えて、申立人は、同僚について姓しか記憶していないため、当該同僚を特定することができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 5 月末頃又は 56 年 5 月  
末頃まで

私は、高校を卒業してから昭和 55 年 5 月末頃又は 56 年 5 月末頃まで A 社に勤務していたが、同社に勤めていた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び同社で被保険者であったことが確認できる者の証言から、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 55 年 10 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所とされていない。

また、当該事業所において昭和 55 年 10 月 3 日に被保険者資格を取得している者のうち 1 名は、53 年 4 月に入社し、申立人と 2 年間ほど一緒に勤務したとしている上、ほかの 1 名は 55 年 3 月頃まで一緒に勤務したとしているほか、56 年 4 月 1 日に入社した者は「申立人を知らない。」としており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 55 年 10 月以降に申立人が勤務していたことを確認できる証言は得られなかった。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 10 月 3 日に 6 名が被保険者資格を取得しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無い上、そのうち代表取締役及びその妻を除く 4 名は、当該事業所において同年 8 月 1 日に雇用保険の被保険者となっているが、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所では、申立人の申立期間における厚生年金保険料の

控除について確認できる資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 11 年 5 月 1 日まで

私は、平成 5 年 11 月から 11 年 4 月まで、A 社で勤務したが、年金記録では当該期間の標準報酬月額は 15 万円となっており、30 万円程度であった給与支給額と相違する。

上記期間に係る給与支給明細書を提出するので、給与支給額に基づき標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する平成 7 年 5 月分から 11 年 5 月分までの給与支給明細書によれば、当該期間に係る給与の総支給額はおおむね月額 30 万円前後となっているが、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額である 15 万円に基づき算出した厚生年金保険料額と一致する。

また、申立人の元同僚は、平成 11 年分源泉徴収票を所持しており、同源泉徴収票から算出される給与月額は、当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるが、同源泉徴収票の厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出される金額とほぼ一致し、実際の給与月額から算出された保険料額ではないことが確認できる。

さらに、上記同僚を含む7人の従業員からの聴取結果によれば、7人全員の申立期間当時の給与月額、オンライン記録の標準報酬月額を大きく上回っていることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、当該事業所では、実際の給与月額よりも低い金額で報酬月額の届出を行い、その報酬月額に基づいて算出した厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月に A 社に入社し、退職するまでの給料は年々上がっていた。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、A 社に勤務していた期間のうち、同社 C 支店及び同社 D 支店に勤務していた時期の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与より低い金額で記録されている期間があることが分かった。

申立期間当時の社会情勢からも A 社の業績悪化など考えられず、また、私が何かの処分を受けた記憶も無く、記録が誤っていると考えられるため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管している申立人に係る申立期間の「報酬給与」記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立人と同様に、A 社において昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 166 名の被保険者記録を確認したところ、申立期間において被保険者であった女性 29 名全員が 44 年 8 月に標準報酬月額を減額改定されており、その後引き続き被保険者であった 21 名が 45 年 9 月又は同年 10 月に増額改定されているものの、その半数以上である 13 名が、減額改定される前の標準報酬月額に達していないことが確認できる。

さらに、A 社に照会したところ、申立人の給与関係及び社会保険関係に係る資料は保管していないとしており、申立期間における給与の支払状況及び社会保険関係の届出状況について確認することができない上、申立期

間について、申立てどおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見受けられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 26 日から 59 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 5 月 26 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、すぐに B 社に転職した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、B 社 C 営業所で厚生年金保険の被保険者となったのが昭和 59 年 8 月 1 日とされており、申立期間が未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 国民健康保険組合によれば、申立人は、「B 社 D 支店」において当該組合に昭和 55 年 6 月 11 日に加入したとされていることから、同日以降に、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が申立期間において同僚であったとして挙げている 3 名と、B 社及び同社 C 営業所で厚生年金保険の被保険者であった 4 名に照会したところ、4 名から回答があったが、そのうち 2 名が、「入社してすぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と証言している。

また、申立人と同様に昭和 59 年 8 月 1 日に B 社 C 営業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 8 名（上記同僚 3 名を含む。）について雇用保険の加入記録を確認したところ、いずれも同日より前から同社において雇用保険の被保険者となっているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

さらに、照会に対し回答のあった 4 名が、申立期間において社会保険関係事務の担当であったとしている者に照会したが回答が得られない上、申立期間において代表取締役であったと考えられる者は既に死亡しているた

め、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年1月10日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社での加入期間が平成8年1月10日から同年9月20日までになっている。

しかし、平成7年5月1日にA社B営業所（当時）で面接を受け、すぐに社会保険の手続きをしてもらえるということで、健康保険証ももらい、その日に入社したので、厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社C支店が保管していた入社記録、「誓約書」及び「履歴書」により、申立人が平成7年5月29日に当該事業所に入社したことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者等4名に照会したところ、回答のあった3名は、いずれも入社してから3か月から5年後に被保険者資格を取得しており、そのうち2名は、「試用期間があり、入社後直ちに厚生年金保険に加入できなかった。」、「会社に督促して厚生年金保険に加入できた。」と回答していることから、事業主は、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、「健康保険証（政府管掌）は、入社後まもなく、交付された。」としているが、オンライン記録によると、申立人の健康保険証は平成8年1月17日に交付されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、当該事業所における資格取得日は、平成8年1月10日となっており、厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、A社本社では、申立期間当時の資料を保管しておらず、このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。